資料１－２

和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年３月３１日

和光市長　柴﨑　光子

和光市条例第１１号

和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

和光市国民健康保険税条例（昭和３５年条例第５号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（課税額） 第２条　前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 ⑴　基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）、介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。） ⑵～⑷（略） ２　前項第１号の基礎課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が６７万円を超える場合においては、基礎課税額は、６７万円とする。 ３・４（略）	（課税額） 第２条　前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 ⑴　基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）、介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。） ⑵～⑷（略） ２　前項第１号の基礎課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が６６万円を超える場合においては、基礎課税額は、６６万円とする。 ３・４（略）

５　第１項第４号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する１８歳以上被保険者（地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「法」という。）第７０３条の４第３０項に規定する１８歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した１８歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が３万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、３万円とする。

（国民健康保険税の減額）

第２１条　次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が６７万円を超える場合には、６７万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が２６万円を超える場合には、２６万円）、同条第４項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１７万円を超える場合には、１７万円）並びに同条第５項本文の子ども・子育て支援納付金課税額から当該各号エ及びオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が３万円を超える場合には、３万円）の合算額とする。

⑴　法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第６条第８号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が５５万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢６５歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が６０万円を超える者に限り、年齢６５歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が１１０万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあつては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア～エ（略）

５　第１項第４号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する１８歳以上被保険者（地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「法」という。）第７０３条の４第３０項に規定する１８歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した１８歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

（国民健康保険税の減額）

第２１条　次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が６６万円を超える場合には、６６万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が２６万円を超える場合には、２６万円）、同条第４項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１７万円を超える場合には、１７万円）及び同条第５項本文の子ども・子育て支援納付金課税額から当該各号エに掲げる額を減額して得た額の合算額とする。

⑴　法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第６条第８号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が５５万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢６５歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が６０万円を超える者に限り、年齢６５歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が１１０万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあつては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア～エ（略）

オ　１８歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の１８歳以上被保険者均等割額　１８歳以上被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　９６円	
⑵　法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあつては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき３１万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～エ（略） オ　１８歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の１８歳以上被保険者均等割額　１８歳以上被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　６８円	⑵　法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあつては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき３０万５千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～エ（略）
⑶　法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあつては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき５７万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。） ア～エ（略） オ　１８歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の１８歳以上被保険者均等割額　１８歳以上被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　２８円	⑶　法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあつては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき５６万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。） ア～エ（略）
２（略）	２（略）
３　国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第５６条の８９第４項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び１８歳以上被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び１８歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び１８歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。	３　国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第５６条の８９第４項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
⑴　国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第３条の規定により算定した所得割額の１２分の１の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第２４条の３０の６に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、３月前）から出産予定月の翌々月	⑴　国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第３条の規定により算定した所得割額の１２分の１の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第２４条の３０の５に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、３月前）から出産予定月の翌々月

までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 ⑵～⑻（略） ⑼　国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の１８歳以上被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第９条の４の規定により算定した１８歳以上被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の１８歳以上被保険者均等割額）の１２分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 ４　国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に１８歳に達する日以後の最初の３月３１日以前である被保険者（以下「１８歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する１８歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前３項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。	までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 ⑵～⑻（略）

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の和光市国民健康保険税条例の規定は、令和８年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和７年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。